火災予防上の命令を受けている対象物一覧表

(注)本公示情報は、原則として毎日11時に更新します。ただし、内容に変更がない場合には更新しません。 番号は命令発令日を基準として付しています。一覧表の表示は発令の新しい命令が上となります。

令和6年9月26日20時00分現在

No.	項目	内容
1 0	防火対象物の所在地	東京都板橋区大山東町29番1号
	防火対象物の名称	サンクレストSAITO
	命令を受けた者	サイトー機工株式会社 代表取締役社長 斉藤 剛
	命令事項	上記防火対象物に貯蔵されている、危険物第四類第一石油類(非水溶性) 314.19リットル、同第二石油類(非水溶性)230.23リットル、同第三石油類(非水溶性)120リットルを令和6年9月27日午前10時00分までに除去すること。
	所轄消防署名	板橋消防署
	防火対象物の所在地	東京都品川区西五反田三丁目2番8号
	防火対象物の名称	大河ビル
9	命令を受けた者	大河商事株式会社 代表取締役 河田 英二
	命令事項	上記防火対象物に貯蔵されている、危険物第四類第一石油類(非水溶性) 599.39リットルを令和6年9月24日午後6時30分までに除去 すること。
	所轄消防署名	品川消防署
	防火対象物の所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目21番4号
	防火対象物の名称	三経21ビル
	命令を受けた者	合同会社ION.com 代表社員 花房 海
8	命令事項	三経21ビルの屋内階段4階に存置されている傘54本、プラスチックケース4箱、テーブル1台、椅子1脚、フレキシブルダクト1個、木板1枚、ダンボール8枚、ダンボール箱9箱、梱包ケース1箱、樹脂ケース1箱、掃除機1台は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和6年9月15日午後9時50分までに除去すること。
	所轄消防署名	新宿消防署
7	防火対象物の所在地	東京都大田区久が原二丁目10番20号
	防火対象物の名称	佐野マンション
	命令を受けた者	株式会社プレステージ 代表取締役 佐野 良憲
	命令事項	令和6年6月8日までに、防火対象物全体(駐車場部分を除く。) に自動火災報知設備を設置すること。

	所轄消防署名	田園調布消防署
6	防火対象物の所在地	東京都大田区久が原二丁目10番14号
	防火対象物の名称	プレステージ久が原・プレステージⅡ
	命令を受けた者	株式会社プレステージ 代表取締役 佐野 良憲、佐野 彩子、佐 野 良憲
	命令事項	1 令和6年6月8日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和6年6月8日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	田園調布消防署
	防火対象物の所在地	東京都港区西麻布三丁目21番20号
5	防火対象物の名称	霞町コーポ
	命令を受けた者	霞町コーポ管理組合法人 理事 小川 恭平
	命令事項	1 令和2年12月31日までに、11階及び12階にスプリンクラー 設備を設置すること。 2 令和2年12月31日までに、11階及び12階に非常コンセント 設備を設置すること。 3 令和2年12月31日までに、12階に屋内消火栓設備を技術上の 基準に従って設置し、正常に作動するよう適正に維持管理すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
	防火対象物の所在地	東京都港区六本木三丁目3番17号
	防火対象物の名称	ソレアード六本木
	命令を受けた者	目崎和惠
4	命令事項	1 令和2年12月31日までに、スプリンクラー設備を設置すること。 2 令和2年12月31日までに、放送設備を設置すること。 3 令和2年12月31日までに、連結送水管を技術上の基準に従って 設置すること。 4 令和2年12月31日までに、非常コンセント設備を設置すること。 と。
	所轄消防署名	麻布消防署
3	防火対象物の所在地	東京都港区六本木七丁目8番8号
	防火対象物の名称	ミクニ六本木ビル
	命令を受けた者	ミクニ総業株式会社 代表取締役 尾崎 行隆
	命令事項	令和2年6月30日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
2	防火対象物の所在地	東京都葛飾区新小岩一丁目29番5号

	防火対象物の名称	ときわビル
	命令を受けた者	有限会社ホテルときわ 清算人 須藤 忠則
	命令事項	1 令和2年1月31日までに、1階及び2階に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和2年1月31日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に従って改修すること。 3 令和元年12月31日までに、2階及び屋外階段に通路誘導灯をそれぞれの技術上の基準に従って設置すること。 4 令和元年12月31日までに、3階に設置されている避難口誘導灯及び通路誘導灯を技術上の基準に従って改修すること。
	所轄消防署名	本田消防署
	防火対象物の所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目27番11号
1	防火対象物の名称	三経27ビル
	命令を受けた者	株式会社栃木三喜興業 代表取締役 木山 貴英
	命令事項	1 平成31年3月25日までに、地下1階電気室に、自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 2 平成31年4月25日までに、地下1階、1階及び6階に、自動火災報知設備の地区音響装置を技術上の基準に従って設置すること。 3 平成31年5月25日までに、地下1階、2階、4階及び5階における消防法施行令別表第1、(2)項イ部分に、放送設備を技術上の基準に従って設置すること。 4 平成31年5月25日までに、4階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 5 平成31年3月25日までに、2階及び5階の屋内階段に、通路誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	新宿消防署

以上

※ 命令後においても、引き続き履行を促しています。 なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。